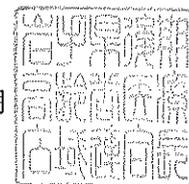


岩手県後期高齢者医療広域連合予算要領の公表について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第292条において準用する同法第219条第2項の規定により、次の予算の要領を別添のとおり公表します。

平成22年11月29日

岩手県後期高齢者医療広域連合長 谷藤 裕明



- 1 平成21年度岩手県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第4号）
- 2 平成21年度岩手県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第5号）
- 3 平成22年度岩手県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 4 平成22年度岩手県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第1号）
- 5 平成22年度岩手県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）

平成 22 年 11 月

岩手県後期高齢者医療
広域連合議会定例会議案
(抄本)

議案第 14 号

平成 21 年度岩手県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算(第 4 号)の専決処分に関し承認を求めることについて

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 292 条において準用する同法第 179 条第 1 項の規定により次のとおり専決処分したから、同条第 3 項の規定により報告し、承認を求める。

平成 22 年 11 月 25 日提出

岩手県後期高齢者医療広域連合長 谷 藤 裕 明

専決処分書

平成 21 年度岩手県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算(第 4 号)について、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認められたので、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 292 条において準用する同法第 179 条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分する。

平成 22 年 3 月 30 日

岩手県後期高齢者医療広域連合長 谷 藤 裕 明

平成 21 年度岩手県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算(第 4 号)

平成 21 年度岩手県後期高齢者医療広域連合の一般会計補正予算(第 4 号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1,115,142 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1,521,918 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
2 国庫支出金		174,711	1,115,026	1,289,737
	2 国庫補助金	173,022	1,115,026	1,288,048
4 財産収入		3,733	116	3,849
	1 財産運用収入	3,733	116	3,849
歳 入 合 計		406,776	1,115,142	1,521,918

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
2 総務費		396,491	1,115,142	1,511,633
	1 総務管理費	396,282	1,115,142	1,511,424
歳 出 合 計		406,776	1,115,142	1,521,918

議案第 15 号

平成 21 年度岩手県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第 5 号）
の専決処分に関し承認を求めることについて

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 292 条において準用する同法第 179 条第 1 項の規定により次のとおり専決処分したから、同条第 3 項の規定により報告し、承認を求める。

平成 22 年 11 月 25 日提出

岩手県後期高齢者医療広域連合長 谷 藤 裕 明

専決処分書

平成 21 年度岩手県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算(第 5 号)について、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認められたので、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 292 条において準用する同法第 179 条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分する。

平成 22 年 3 月 30 日

岩手県後期高齢者医療広域連合長 谷 藤 裕 明

平成 21 年度岩手県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第 5 号）

平成 21 年度岩手県後期高齢者医療広域連合の後期高齢者医療特別会計補正予算（第 5 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 950,068 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 132,660,383 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
1 市町村支出金		20,535,230	91,518	20,626,748
	1 市町村負担金	20,535,230	91,518	20,626,748
2 国庫支出金		43,525,149	△82,034	43,443,115
	1 国庫負担金	30,958,571	△33,672	30,924,899
	2 国庫補助金	12,566,578	△48,362	12,518,216
3 県支出金		10,500,855	△91,927	10,408,928
	1 県負担金	10,500,854	△91,927	10,408,927
4 支払基金交付金		54,350,501	△885,761	53,464,740
	1 支払基金交付金	54,350,501	△885,761	53,464,740
8 繰入金		1,104,444	△77,799	1,026,645
	2 基金繰入金	1,101,065	△77,799	1,023,266
11 諸収入		52,295	95,935	148,230
	3 雑入	52,293	95,935	148,228
歳 入 合 計		133,610,451	△950,068	132,660,383

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
1 総務費		354,973	△3,049	351,924
	1 総務管理費	354,322	△3,049	351,273
2 保険給付費		129,311,642	△946,017	128,365,625
	1 療養諸費	124,789,663	△846,895	123,942,768
	2 高額療養諸費	4,192,999	△99,122	4,093,877
9 諸支出金		2,054,844	△1,002	2,053,842
	1 償還金及び還付加算金	2,054,844	△1,002	2,053,842
歳 出 合 計		133,610,451	△950,068	132,660,383

議案第 16 号

平成 22 年度岩手県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）
の専決処分に関し承認を求めることについて

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 292 条において準用する同法第 179 条第 1 項の規定により次のとおり専決処分したから、同条第 3 項の規定により報告し、承認を求める。

平成 22 年 11 月 25 日提出

岩手県後期高齢者医療広域連合長 谷 藤 裕 明

専決処分書

平成 22 年度岩手県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算(第 1 号)について、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認められたので、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 292 条において準用する同法第 179 条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分する。

平成 22 年 6 月 29 日

岩手県後期高齢者医療広域連合長 谷 藤 裕 明

平成 22 年度岩手県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）

平成 22 年度岩手県後期高齢者医療広域連合の後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 865,565 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 139,010,459 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
1 市町村支出金		22,589,662	△1,013,838	21,575,824
	1 市町村負担金	22,589,662	△1,013,838	21,575,824
8 繰入金		2,237	1,013,838	1,016,075
	2 基金繰入金	0	1,013,838	1,013,838
9 繰越金		921,187	865,565	1,786,752
	1 繰越金	921,187	865,565	1,786,752
歳 入 合 計		138,144,894	865,565	139,010,459

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
9 諸支出金		千円 20,101	千円 865,565	千円 885,666
	1 償還金及び還付加算金	20,101	865,565	885,666
歳 出 合 計		138,144,894	865,565	139,010,459

議案第17号

平成 22 年度岩手県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第 1 号）

平成 22 年度岩手県後期高齢者医療広域連合の一般会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 12,018 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 224,905 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

平成 22 年 11 月 25 日提出

岩手県後期高齢者医療広域連合長 谷 藤 裕 明

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
7 繰越金		千円 1,000	千円 12,018	千円 13,018
	1 繰越金	1,000	12,018	13,018
歳 入 合 計		212,887	12,018	224,905

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
2 総務費		207,950	6,010	213,960
	1 総務管理費	207,707	6,010	213,717
4 予備費		1,000	6,008	7,008
	1 予備費	1,000	6,008	7,008
歳 出 合 計		212,887	12,018	224,905

議案第18号

平成 22 年度岩手県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）

平成 22 年度岩手県後期高齢者医療広域連合の後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 2,660,787 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 141,671,246 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

平成 22 年 11 月 25 日提出

岩手県後期高齢者医療広域連合長 谷 藤 裕 明

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
1 市町村支出金		21,575,824	48,347	21,624,171
	1 市町村負担金	21,575,824	48,347	21,624,171
2 国庫支出金		46,527,591	1,020	46,528,611
	1 国庫負担金	33,077,273	1,020	33,078,293
3 県支出金		11,195,765	1,020	11,196,785
	1 県負担金	11,195,765	1,020	11,196,785
8 繰入金		1,016,075	2,000	1,018,075
	2 基金繰入金	1,013,838	2,000	1,015,838
9 繰越金		1,786,752	2,608,400	4,395,152
	1 繰越金	1,786,752	2,608,400	4,395,152
歳 入 合 計		139,010,459	2,660,787	141,671,246

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
1 総務費		312,105	2,000	314,105
	1 総務管理費	311,568	2,000	313,568
9 諸支出金		885,666	949,593	1,835,259
	1 償還金及び還付加算金	885,666	949,593	1,835,259
10 予備費		10,000	1,709,194	1,719,194
	1 予備費	10,000	1,709,194	1,719,194
歳 出 合 計		139,010,459	2,660,787	141,671,246